

東京都医師会団体

医師賠償責任保険のご案内



P1～2

日医医賠責と本団体保険との関係・医賠の概要

P3～9

医療過誤により患者に
身体障害を与えたときに備える

P3

診療所のご契約

P4

病院のご契約

P5

勤務医のご契約

P7

OP1 勤務医師包括

P8

OP2 看護職包括

P9

OP3 医療従事者包括

P10～12

医療施設の欠陥や管理上の不備などで
患者や第三者の身体・財物への損害に
備える

P10

OP4 借家人賠償(診療所のみ)

P11

OP5 傷害見舞費用

P12

OP6 受託者賠償

P13～18

上記以外の賠償請求や訴訟に備える

P13

OP7 医療廃棄物

P14

OP8 雇用差別・セクハラ

P15、16、17、18

OP9 サイバー保険

P19、20

役職員の補償や情報メディア損害と
復旧費用に備える

P19

OP10 情報メディア

P20

OP11 役職員の傷害補償

オススメ

第三者の故意による
加害行為に備える保険

保 険 契 約 者	公益社団法人 東京都医師会
加 入 者	①医療施設の開設者または管理者が会員である医療機関 ②会員である勤務医師の先生
保 険 期 間	2023年2月1日午後4時から1年間
保 険 料 振 替 日	更新の方の口座振替日:2023年2月27日(月)
中 途 加 入	随時受付けておりますので、募集代理店までご連絡ください。

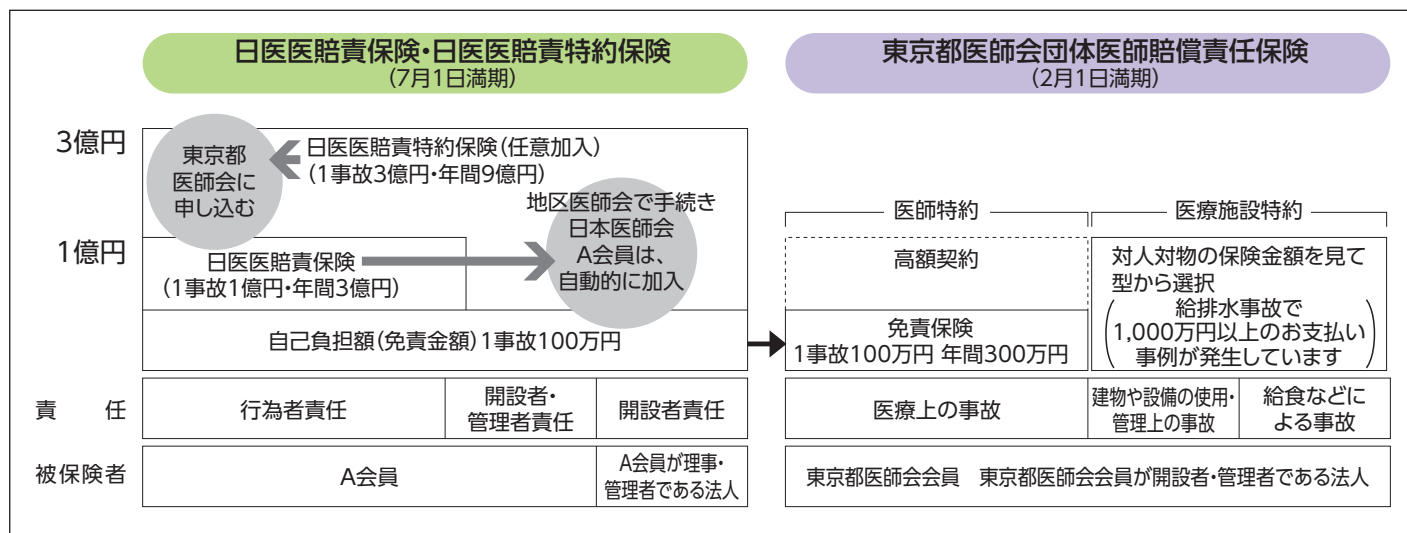
日本医師会の保険と東京都医師会団体医師賠償責任保険との関係

日本医師会医師賠償責任保険(以下「日医医賠責保険」という。)とは、日医A会員の方が自動的に加入されている保険であり、A会員が、医療行為に起因する他人の身体の障害につき、保険期間中に損害賠償を請求されたことによって被る100万円を超える1事故1億円(年間3億円)までの損害を補償される内容となっています。

ただし、A会員以外の他の医師に責任がある場合や、法人固有の責任については、その責任負担額部分を控除して保険金が支払われます。(カット払い)

これに対して、日医医賠責特約保険は、日医A会員の任意加入制度であり、医療上の事故に関し、日医医賠責保険と合算して1事故3億円までのお支払限度額となっており、日医医賠責保険で控除される保険金部分を支払うことにより、カット払いを解消しています。(非A会員のみが単独で損害賠償請求されるケースを除きます。)

ただし、日医医賠責保険および日医医賠責特約保険では、「100万円までの賠償事故」「給食など施設の管理に起因する賠償事故」は補償対象外のため、これらの内容もカバーするためには、東京都医師会医師賠償責任保険(本保険)にご加入いただく必要があります。つまり、本保険は、日医医賠責保険ならびに日医医賠責特約保険を補完する位置づけにあると言えます。



日医医賠責特約保険について:

<日医医賠責特約保険についてのお問い合わせ先:東京都医師会 医療支援課(TEL:03-3294-8831)>

- ・保険料は、診療所とA②会員は、20,000円。病院は常勤するA②会員数と病床数で計算します。
- ・日医A会員が加入者となり1事故3億円/期間中9億円までの日医医賠責保険の上乗せ補償(免責金額1事故100万円)となります。
- ・非A会員の医師に固有の責任がある場合でも「カット払い」を行わず被保険者に保険金をお支払いします。

医療事故が発生した場合の手続き (診療所および個人立病院または99床以下の法人立病院の場合)

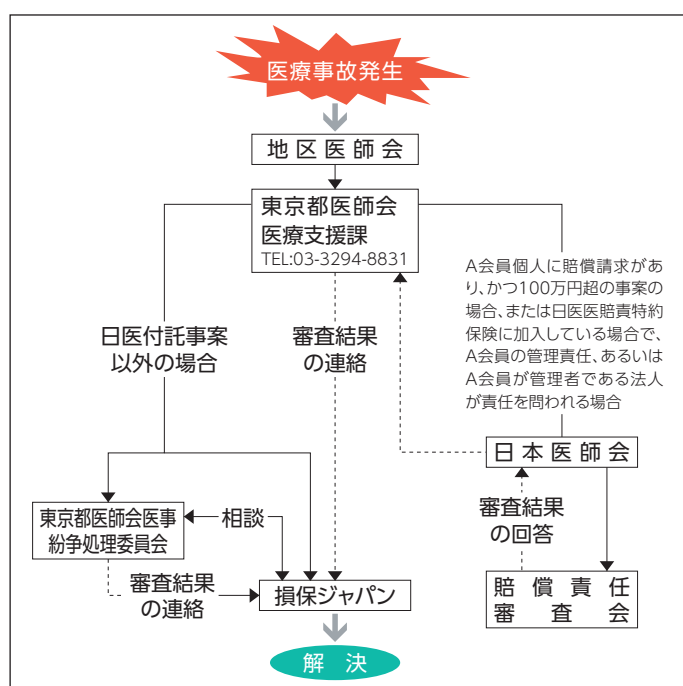
※上記以外の病院の場合につきましては、募集代理店から個別にご案内します。

万一、医療事故が発生し、相手方より損害賠償の請求を受けた場合、または請求を受ける可能性がある場合にはただちに、医師会へご連絡願います。被保険者(保険の補償を受けられる方)が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず、医師会ならびに損保ジャパンにご相談ください。

※本保険では、保険会社が被保険者(保険の補償を受けられる方)に代わり示談交渉を行うことができません。事前に東京都医師会・損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いの際は、その一部または全額について保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。

※その医療事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときには、その審査結果を限度に保険金の支払いが決定されます。

※勤務医や看護師等の医療従事者が賠償責任保険にご加入されている場合にかぎり、求償権を行使します。(賠償責任保険にご加入されている勤務医等に法律上の責任があると判断される場合、医療機関契約でお支払いした保険金のうち責任割合相当分を求償するか、もしくは医療機関と勤務医等がご加入されている各保険から責任割合に応じて保険金をお支払いします。)



東京都医師会団体医師賠償責任保険の概要

本保険は、医療事故に関する賠償責任保険と医療施設の欠陥・給食等の事故に関する賠償責任保険がセットになっており、医療の安定的経営のために必要不可欠の内容となっています。

◆医師特約の概要

被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、患者に身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生した場合において、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

◆医療施設特約の概要

保険期間中に医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、業務遂行上の事故^(注1)、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体障害や財物の損壊が発生したこと、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

(注1) 医療施設の内外で行われる業務遂行に起因して生じた事故が対象となります。

※賠償責任保険（法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項）では法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

この保険にご加入いただく方は…

以下のいずれかの方となります。東京都医師会を退会された場合は必ずご連絡ください。

<1>医療施設の開設者（会員）、または管理者が会員である医療機関

医院、診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院の開設者の方

（医療事故が発生した場合に、被害を受けられた患者に対して法律上の賠償責任を負担する方、賠償義務を履行すべき責任者の方となります。）

なお、開設の届出施設ごとに加算の手続きが必要となります。

ただし、介護医療院については、転換元となる医療施設と同一敷地内に開設された場合にかぎり、その医療施設とセットでの加入となります。

<2>東京都医師会会員である勤務医師の方

医院、診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院に勤務する医師の方

※勤務医師の方がご加入の場合は医療施設特約は対象とはなりません。

被保険者（保険の補償を受けられる方）は…

<1>医療施設の開設者の方がご加入の場合

<医師特約条項>

開設者の方のみ（法人の場合には当該法人のみ）となります。開設者以外の医師や看護師の方は被保険者となりません。

ただし、開設者の業務の補助者である医師（管理者、勤務医師等）、看護師、薬剤師、診療放射線技師、その他使用人が起こした医療事故によって開設者が負担する法律上の賠償責任については補償対象となります。

<医療施設特約条項>

開設者の方のほか、その使用人その他開設者の業務の補助者の方も被保険者となります。

<2>勤務医師の方がご加入の場合

被保険者は医院、診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院に勤務する医師の方となります。

お支払いする保険金

<1>医師特約条項

①法律上の損害賠償金（治療費、休業損害、慰謝料など）

②争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

<2>医療施設特約条項

①法律上の損害賠償金

・身体賠償事故の場合…治療費、休業損失、慰謝料など

・財物賠償事故の場合…修理費、再調達費など（※）

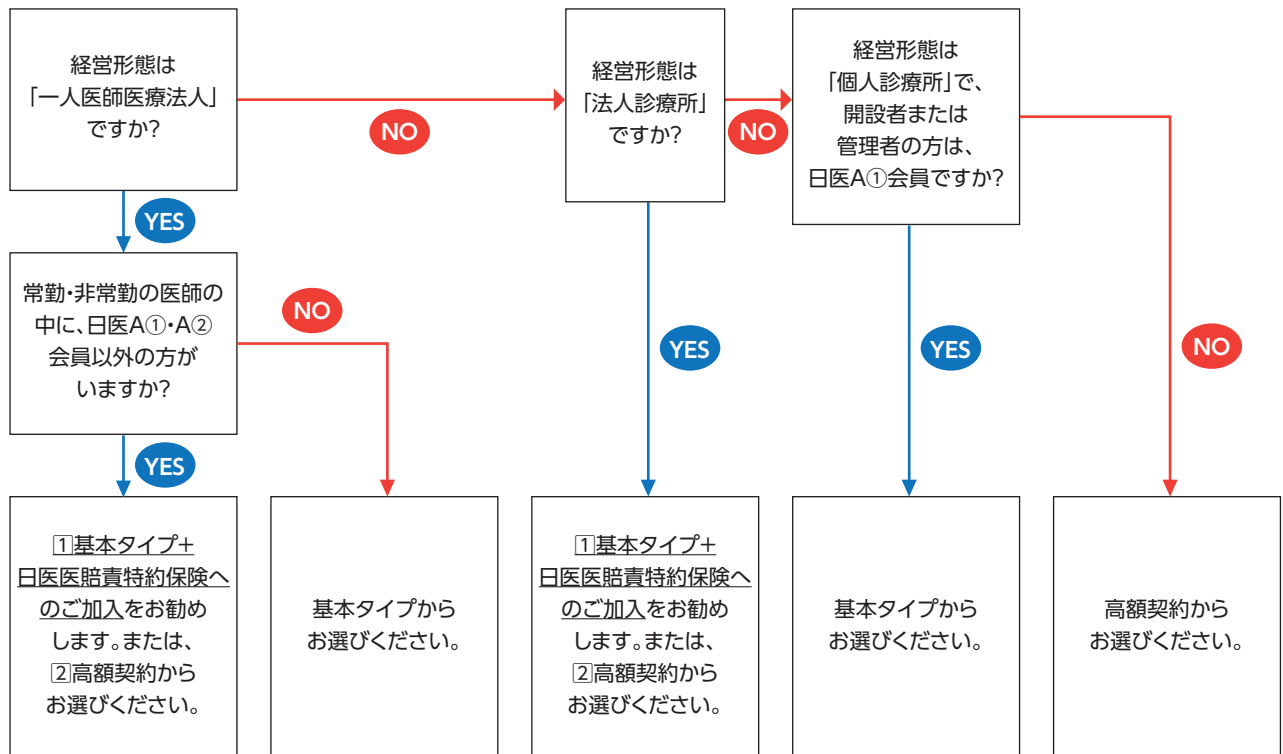
（※）修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

・人格権侵害事故の場合…慰謝料など

②争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

診療所(19床以下の医療施設)のご契約の場合

①ご加入タイプの決め方



②保険金額と保険料 (保険期間 1年、団体割引20%適用、一括払)

主な加入型のみ記載しています。パンフレットに記載のない加入型については募集代理店までお問い合わせください。

①基本タイプ 有床・無床診療所(日医A会員用)

型	診 療 所							保険料
	医療上の事故		建物・設備の使用管理上の事故(自己負担額 0円)			人格権侵害事故		有床・ 無床診療所
	対人1事故につき	対人1年間につき	対人1名につき	対人1事故につき	対物1事故につき	1名	1事故 期間中	
D1	100万円	300万円	1億円	2億円	1,000万円	1,000万円	1億円	6,896円
D3			1億円	10億円	2,000万円			7,344円
D4			1.5億円	15億円	3,000万円			7,480円

②高額契約 (東京都医師会では日医医賠責特約保険を推奨しています)

型	診療所						保険料	
	医療上の事故		建物・設備の使用管理上の事故(自己負担額 0円)			人格権侵害事故		有床診療所
	対人1事故につき	対人1年間ににつき	対人1名につき	対人1事故につき	対物1事故につき	1名	1事故 期間中	
Z1	1億円	3億円	1億円	2億円	1,000万円	1,000万円	1億円	80,176円
Z4			1.5億円	15億円	3,000万円			92,368円
S3	2億円	6億円	2億円	20億円	4,000万円			80,760円
T3	3億円	9億円	3億円	30億円	6,000万円			92,952円
								107,480円
								123,760円
								134,344円
								154,704円

<参考>募集型一覧表 「型」(「保険金額と保険料3〜4ページ」記載)は以下の医師特約、医療施設特約の型で構成しています。

診療所・病院のご契約(3〜4ページ)

募集型	医師特約	医療施設特約	募集型	医師特約	医療施設特約	募集型	医師特約	医療施設特約	募集型	医師特約	医療施設特約
D1	1	100	Z1	100	100	S1	200	200	T1	300	300
D2	1	100A	Z2	100	100A	S2	200	200A	T2	300	300A
D3	1	100B	Z3	100	100B	S3	200	200B	T3	300	300B
D4	1	150B	Z4	100	150B						

病院のご契約の場合

①ご加入タイプ表

本保険は日医医賠責保険との関係から、医療機関の組織・形態により選択タイプが異なります。ご契約にあたっては、以下の表によりどの選択タイプに該当するかお確かめいただき、各タイプに記載されている中から加入型をお選びください。

病院の組織・経営形態	選択タイプ
<日医医賠責特約保険加入対象の病院> 個人立病院・介護医療院または99床以下の法人立病院・介護医療院	①タイプI+日医医賠責特約保険の加入をお勧めします。または ②タイプ(II)から、お選びください。
<日医医賠責特約保険加入対象外の病院> ①100床以上の法人立病院 ②結核病床と感染症病床 ③精神病床(ただし、一般病床を主として有する病院の中の精神病床は対象) ④介護老人保健施設 ⑤国、独立行政法人、国立大学法人、社会保険関係、会社が開設する医療機関および公的医療機関	タイプII

※指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院の引受方法については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

②保険金額と保険料 (保険期間 1年、団体割引20%適用、一括払)

主な加入型のみ記載しています。パンフレットに記載のない加入型については募集代理店にお問い合わせください。

①タイプ(I) 個人立病院等の場合(個人立病院または99床*以下の法人立病院)

型	病 院							保 険 料 (1病床につき)							
	医療上の事故		建物・設備の使用管理上の事故 (自己負担額 0円)			人格権侵害事故		一般病床					療養 病床	精神 病床	結核 その他 病床
	対人1事故 につき	対人1年間 につき	対人1名 につき	対人1事故 につき	対物1事故 につき	1名	1事故 期間中	20～99床 以下	100～199床	200～299床	300～499床	500床 以上			
D1	100万円	300万円	1億円	6億円	1,000万円	1,000万円	1億円	1,680円	2,144円	2,664円	2,664円	2,664円	1,536円	587円	165円
D3			1億円	20億円	2,000万円			1,824円	2,288円	2,808円	2,808円	2,808円	1,680円	787円	205円
D4			1.5億円	30億円	3,000万円			1,848円	2,312円	2,832円	2,832円	2,832円	1,704円	867円	221円

②タイプ(II) 高額契約 法人立病院等の場合(100床*以上の法人立病院および日医医賠責特約保険対象外となる病院)

型	病 院						保 険 料 (1病床につき)								
	医療上の事故		建物・設備の使用管理上の事故 (自己負担額 0円)			人格権侵害事故		一般病床					療養 病床	精神 病床	結核 その他 病床
対人1事故 につき	対人1年間 につき	対人1名 につき	対人1事故 につき	対物1事故 につき	1名	1事故 期間中	20~99床 以下	100~199床	200~299床	300~499床	500床 以上				
Z4	1億円	3億円	1.5億円	30億円	3,000万円	1,000万円	1億円	12,880円	15,736円	21,240円	22,024円	22,848円	10,416円	1,168円	633円
S3	2億円	6億円	2億円	40億円	4,000万円			16,211円	19,827円	26,809円	27,786円	28,847円	13,392円	1,346円	786円
T3	3億円	9億円	3億円	60億円	6,000万円			19,214円	23,516円	31,807円	32,970円	34,232円	15,862円	1,590円	932円

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

(*)病床数について…病床数は医療法施行規則第1条にいう都道府県知事の許可病床数とします。

ただし、現実にベッドが撤去され、許可病床数より実際にある病床数(実在病床数)が少ない場合は、実在病床数より保険料を算出することができますので、ご相談ください。(実在病床数とは、稼働病床数ではなく、使用可能・不可能を問わず、実際に置いてあるベッド数をいいます。) なお、加入後に病床数の増減があった場合は変更手続きが必要になりますので、取扱代理店にご連絡ください。

優良割引 制度について	①対象となる施設 100床以上の病院または定員数100名以上の介護老人保健施設・介護医療院が対象(介護医療院で転換元となる医療施設と同一敷地内に開設された場合、その医療施設の病床数と介護医療院の定員数の合計が100以上)。過去5年間の成績計算期間中の支払保険金が0円の場合、医師特約の保険料について20%の割引を適用します。 (注)・病床数は成績計算期間の末日におけるその病院の全契約病床数とします。 ・成績計算期間末時点でこの保険に加入しており、割引適用時点でご契約後1年以上経過していることが条件となります。
	②優良割引の適用 毎年契約更新時に見直しを行います。
損害率対応 割増 (デメリット 割増) 制度について	①対象となる施設 100床以上の病院または定員数100名以上の介護老人保健施設・介護医療院が対象(介護医療院で転換元となる医療施設と同一敷地内に開設された場合、その医療施設の病床数と介護医療院の定員数の合計が100以上)。過去5年間の成績計算期間中の損害率が100%以上の契約であること。 (注)・病床数は成績計算期間の末日におけるその医療施設の全契約病床数とします。 ・すべての病床区分(一般、療養、精神、結核、その他)に対して適用します。
	②割増の適用 毎年契約更新時に見直しを行います。
	③適用する割増率 20%~300%(別途個別にご案内します)。

※2018年10月1日以降にお支払いした医療施設特約の保険金、2018年10月1日以降に保険始期日または変更日が属する保険契約における医療施設特約の保険料は損害率の算出式に算入しません。

※上記の「優良割引制度」および「損害率対応割増(デメリット割増)制度」の適用に関する詳細や損害率の算出方法については取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※100床未満の病院であっても個別事情により損害率対応割増(デメリット割増)を適用する場合があります。
その場合は、取扱代理店または損保ジャパンからご案内します。ご了承ください。

勤務医のご契約(個人加入)の場合

医療施設(病院・診療所)に勤務される医師の方、および法人開設者日医A1会員の方がご自身の医療施設以外で医療行為を行う場合の医師賠償責任保険で、医師特約のみの加入となります。(日本国内に限ります。)

ただし、いかなる場合も医療施設の開設者の責任を肩代わりするものではありません。

日医A2会員(勤務医・研修医)および日医A1会員の方はKA型(1型)のみの加入となりますので、ご注意ください。

保険金額と保険料 (保険期間 1年、団体割引20%適用、一括払)

東京都医師会員の加入者の区分		日医A②会員 法人開設者のA1会員	日医B,C会員または日医非会員				
型		KA型(1)	KX型(30)	KY型(50)	KZ型(100)	KK型(200)	K型(300)
医師特約 保険金額	対人1事故につき	100万円	3,000万円	5,000万円	1億円	2億円	3億円
	対人1年間に付き	300万円	9,000万円	1.5億円	3億円	6億円	9億円
1名あたり保険料		4,000円	23,800円	28,704円	40,664円	51,568円	62,400円

医療付随業務担保追加条項 追加オプション

医療以外の業務従事中の賠償責任をカバーする**勤務医専用の補償**です。

・勤務医師賠償責任保険に、この追加条項をセットすることで、医療行為上の賠償リスクに加え、以下のような業務中まで補償範囲が広がります。

- ・勤務する医療機関における会議・事務等の医療行為以外の業務
- ・大学、大学院における教育、実習教員としての学校業務
- ・学会、医師会等の運営、専門治療ガイドライン、テキスト作成、学術総会への出席 等

・患者から受託した財物の損壊による賠償リスク

・他人のプライバシー侵害等の"人格権侵害"の賠償についても、補償の対象となります。

想定される事例 以下のような事象が発生した場合に、この保険の対象となる可能性があります。

身体障害を負わせてしまった場合(付随業務担保条項)

- ・業務で自転車を運転中に誤って歩行者と接触しケガを負わせてしまった。
- ・業務で遠方出張の際、エスカレーターで誤ってスーツケースを倒し、後ろにいた人にケガを負わせてしまった。

財物を壊してしまった場合(付随業務担保条項)

- ・回診中に、誤って患者のノートパソコンを床に落とし壊してしまった。
- ・患者のスマホを手渡されたところ、手がすべり床に落下して破損した。
- ・診療が終わり、患者が外していたメガネを渡してあげようと手助けした際、落として壊してしまった。
- ・診察にあたり患者に時計をはずすよう指示。診察室で一時的に保管したところ、返却後に高級腕時計に傷がついていたとして弁償を要求された。

人格権を侵害してしまった場合(人格権侵害担保条項)

- ・所属学会で論文を発表した際、誤って、個人が特定される病歴を掲載してしまった。当該患者からプライバシーの侵害を訴えられた。
- ・勤務先の院内に不審者がいたため、警備業者と連携し別室に拘束したところ、一般来院患者であったことが判明。不当拘束について、名誉棄損として個人的に訴えられた。
- ・学術総会での症例発表の際に他の研究内容について引用したところ、当該研究医師から異なる主旨で発表に用いられたとして、名誉棄損で訴えられた。
- ・小児を診察した際、虐待の疑いで警察に通報したところ、患者の親族から名誉棄損で訴えられた。

保険金額と保険料 (保険期間 1年、団体割引20%適用、一括払)

担保条項	対象となる損害	お支払限度額	自己負担額	縮小てん補割合
付随業務担保条項	受託物以外の損害	1事故・期間中限度額 1億円	なし	なし
	受託物に対する損害	1事故 50万円	なし	なし
人格権侵害担保条項	人格権の侵害に起因する損害	1被害者につき1,000万円 一連の損害賠償請求について、かつ保険期間を通じて1億円	なし	なし

※F型は勤務医の方が任意でセットできるオプションです。

追加保険料
800円/名

ひとくメモ その1 会員区分について

団体名称	会員区分	
東京都医師会	A	病院・診療所の開設者・管理者
	B	勤務医
	大①	12大学医師会所属の勤務医で正会員を希望する者
	大②	地区医師会所属の大学勤務医
	大学特別会員	大学医師会の勤務医で正会員を希望しない者

団体名称	会員区分	
日本医師会	A①	病院・診療所の開設者・管理者、それに準じる会員
	A②(B)	A①及びA②(C)以外の会員(勤務医など)
	A②(C)	医師法にもとづく研修医
	B	A②(B)のうち日医医賠の加入除外を申請した会員
	C	A②(C)のうち日医医賠の加入除外を申請した会員

※会費については、地区医師会が、地区医師会、東京都医師会、日本医師会の各会費を合わせて収納しています。

ひとくメモ その2 人格権侵害担保追加条項(医療施設特約条項用)

人格権侵害とは…保険期間中に被保険者が行った不当な拘束や、プライバシーの侵害等の不当行為により、被保険者が負担する法律上の賠償責任が補償の対象となります。

(1) 保険金をお支払いする場合

以下の不当行為により被保険者である開設者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者の方が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

<限度額>

1被害者につき1,000万円

一連の損害賠償請求について、かつ保険期間を通じて1億円

・不当な身体拘束による自由の侵害、または名誉のき損

(例) エレベーター内に患者、来客を閉じ込めたことにより精神的苦痛を与えたことに起因する損害

・口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害

(例) 医療施設側の管理の不手際で突然カーテンが開き、患者が裸を見られた精神的な被害

(2) 被保険者

医療施設(一般病院・診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院)の開設者、使用人、業務の補助者

(3) お支払いする保険金

・法律上の損害賠償金

・争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士費用)

(4) 保険金をお支払いできない主なもの

①被保険者または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為

②被保険者による採用、雇用または解雇に起因して被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為

③被保険者もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動

など

OP1 勤務医師包括担保追加条項 <医師特約条項オプション>

…勤務医の個人責任に包括的に備えたい医療機関向け…

ご加入医療施設の業務における勤務医師の方個人の賠償責任を、無記名で包括的にカバーする追加条項です。
ただし、当該医療施設の業務として行った医療業務のみが対象となりますので、その医療施設以外でも医療業務を行う場合は、個別に「勤務医師賠償責任保険」へのご加入の検討が必要となります。(P.5をご参照願います)

※この追加条項に加入している場合には、勤務医師が個人的に勤務医師賠償責任保険に加入の場合であってもこの追加条項を優先して適用し、損保ジャパンは勤務医師賠償責任保険への求償権を行使しません。

※この追加条項は加入者カード記載の医療施設の使用人以外の方が、その医療施設で行った医療行為についても包括的に補償の対象としているため、被保険者のお名前の確認できる名簿(医師名簿)をご加入医療施設において常時備えつけられておくことが必要となります。

(1) 保険の概要

ご加入医療施設の業務における勤務医師の方個人の賠償責任を、無記名で包括的に補償します。

(2) ご加入いただける方

医療施設(医院・診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院)の開設者

(3) 被保険者

当該医療施設で医療業務を行う勤務医師の方(過去に勤務していた方を含みます。)

※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。

この契約方式の場合「勤務医師の方全員」が補償対象者となり、以下のようなメリットがあります。

- ①加入勤務医師の方の署名・捺印等が不要です。 ②ご契約内容の変更手続(勤務医師の方の中途加入、中途脱退等の手続)が不要です。
- ③付保もれ・更改もれの心配が不要です。 ④過去に退職された勤務医師の方も対象となります。

(4) お支払いする保険金

- ①法律上の損害賠償金(示談・和解による場合でも対象となります。)*被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償 など
- ②争訟費用等・弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用など(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

(5) 保険金をお支払いできない主な場合

次のような事故の場合は保険金が支払われませんのでご注意ください。

- ①保険契約者・被保険者の故意 ②戦争・変乱・暴動・労働争議 ③地震・噴火・津波・洪水などの天災
- ④特別な約定により加重された責任 ⑤海外での医療行為
- ⑥初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含みます。)*身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。 など

※初年度契約とは、2004年4月1日以降最初にご契約される医師賠償責任保険契約(以降の継続契約を除きます。)をいいます。

(6) ご契約にあたってのご注意

- ①ご勤務される勤務医師の方を一括して付保するため、一部の勤務医師の方のみを対象とする契約はできません。
- ②保険金額等「保険条件」はすべての勤務医師の方とも同一条件となります。
- ③事故発生時にはその勤務医師が診療所に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

保険金額と保険料 (保険期間 1年、団体割引20%適用、一括払)

【重要】加入についての注意事項		個人立の診療所・病院は1型のみ加入となります。 主契約が高額契約の場合のみ選択できます。 ただし、加入型(保険金額)は主契約の医療特約の保険金額を上回らないものとします。						
型		1型	10型	30型	50型	100型	200型	300型
保険金額	対人1事故につき	100万円	1,000万円	3,000万円	5,000万円	1億円	2億円	3億円
	対人1年間に付き	300万円	3,000万円	9,000万円	1.5億円	3億円	6億円	9億円
一般診療所保険料	1診療所につき	1,874円	8,659円	15,692円	19,192円	23,057円	30,785円	38,513円
病院保険料 (1病床につき)	一般・療養病床	381円	1,761円	3,190円	3,902円	4,687円	6,258円	7,187円
	精神病床	94円	434円	786円	962円	1,155円	1,542円	1,770円
	結核・その他病床	132円	609円	1,103円	1,349円	1,620円	2,163円	2,485円

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

OP2 看護職賠償責任保険(包括契約) <併売商品>…医賠とセットでおすすめしています

…看護職の個人責任も包括的にカバーしたい医療機関向け…

看護職(看護師・准看護師・保健師・助産師)の方の業務の遂行に起因して、患者の身体に障害を発生させたなどの場合に、看護職の方個人が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

(1) 保険の概要

看護職(看護師・准看護師・保健師・助産師)の方の業務(保健師助産師看護師法に定められた業務および介護業務)に起因して、他人の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内で補償します。

- ※1. 保険金お支払対象の事故が発生した場合、その看護職は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその看護職個人の帰責割合(本来負担すべき責任の割合をいいます。)に応じた金額のみをお支払いすることとなります。
- ※2. 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。
- ※3. ご加入された医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。

(2) ご加入いただける方

医療施設(医院・診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院)の開設者

(3) 被保険者

その医療施設に勤務するすべての看護職の方(過去に勤務していた方を含みます。)

※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。

この契約方式の場合「看護職の方全員」が補償対象者となり、以下のようなメリットがあります。

- ①加入・看護職の方の署名・捺印等が不要です。
- ②ご契約内容の変更手続(看護職の方の中途加入、中途脱退等の手続)が不要です。
- ③付保もれ・更改もれの心配が不要です。
- ④過去に退職された看護職の方も対象となります。

(4) お支払いする保険金

- ①法律上の損害賠償金(示談・和解による場合でも対象となります。）・被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償 など
- ②争訟費用等 ・弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用など(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

(5) 保険金をお支払いできない主な場合

次のような事故の場合は保険金が支払われませんのでご注意ください。

- ①保険契約者・被保険者の故意
- ②保健師助産師看護師法に違反して行った業務
- ③戦争・変乱・暴動・労働争議
- ④地震・噴火・津波・洪水などの天災
- ⑤特別な約定により加重された責任
- ⑥海外での医療行為

⑦初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった方を含みます。)身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。

※初年度契約とは、2004年4月1日以降最初にご契約される看護職賠償責任保険包括契約をいいます。

(6) ご契約にあたってのご注意

- ①ご勤務される看護職の方を一括して付保するため、一部の看護職の方のみを対象とする契約はできません。
- ②保険金額等「保険条件」はすべての看護職の方とも同一条件となります。
- ③事故発生時にはその看護職が診療所に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

保険金額と保険料 (保険期間 1年、団体割引20%適用、一括払)

型		K1型	K2型	K3型	K4型	K5型	K6型	K7型	K8型
保険金額	1事故につき	100万円	500万円	1,000万円	3,000万円	5,000万円	7,000万円	1億円	2億円
	期間中	300万円	1,500万円	3,000万円	9,000万円	1.5億円	2.1億円	3億円	6億円
一般診療所保険料	1診療所につき	1,140円	2,750円	3,890円	5,920円	6,540円	6,990円	7,680円	8,440円
病院保険料 (1病床につき)	一般・療養病床	187円	454円	641円	976円	1,078円	1,154円	1,267円	1,392円
	精神病床	1円	3円	4円	6円	7円	8円	8円	10円
	結核・その他病床	2円	5円	7円	10円	11円	12円	13円	14円

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

…医療従事者の個人責任も包括的にカバーしたい医療機関向け…

医療従事者^(注)の方の下欄記載の法律に規定する業務の遂行に起因して、患者の身体に障害を発生させたなどの場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

(注) 理学療法士、臨床工学技士、診療放射線技師(診療エックス線技師)、衛生検査技師、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、視能訓練士、義肢装具士、薬剤師、管理栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士をいいます。

(1) 保険の概要

医療従事者^(注)の方の下記法律に規定する業務に起因して、他人の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内で補償します。

- | | |
|--------------------------------|---------------------------------|
| (1) 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号) | (2) 診療放射線技師法附則(昭和58年法律第83号) |
| (3) 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号) | (4) 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号) |
| (5) 視能訓練士法(昭和46年法律第64号) | (6) 言語聴覚士法(平成9年法律第132号) |
| (7) 臨床工学技士法(昭和62年法律第60号) | (8) 義肢装具士法(昭和62年法律第61号) |
| (9) 薬剤師法(昭和35年法律第146号) | (10) 栄養士法(昭和22年法律第245号) |
| (11) 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号) | (12) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号) |
| (13) 救急救命士法(平成3年法律第36号) | (14) 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号) |
| (15) 歯科技工士法(昭和30年法律第168号) | |

※1 保険金をお支払対象の事故が発生した場合、その医療従事者は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその医療従事者個人の帰責割合(本来負担すべき責任の割合をいいます。)に応じた金額のみをお支払いすることとなります。

※2 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。

※3 ご加入された医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。

※4 新型コロナウイルスワクチン接種業務に関する追加条項(医療従事者賠償責任保険用)を追加保険料なしで自動セットしています。これに伴い、厚生労働省が示した対応の在り方の範囲内で医療関係職種の皆さまが行った新型コロナウイルス感染症のワクチン接種関連業務に起因して業務の対象者に身体障害が発生した場合において、医療関係職種の方個人が負担する法律上の賠償責任が補償対象となりました。

(2) ご加入いただける方

医療施設(医院・診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院)の開設者

(3) 被保険者

加入者カード記載の医療施設に勤務するすべての医療従事者の方(過去に勤務していた方を含みます。)

※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。

この契約方式の場合「医療従事者の方全員」が補償対象者となるため以下のようなメリットがあります。

- ① 加入医療従事者の方の署名・捺印等が不要です。 ② 加入もれ・更改もれの心配が不要です。
- ③ 過去に退職された医療従事者の方も対象となります。

(4) お支払いする保険金

- ① 法律上の損害賠償金(示談・和解による場合でも対象となります。)・被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償 など
- ② 争訟費用等・弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用など(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

(5) 保険金をお支払いできない主な場合

次のような事故の場合は保険金が支払われませんのでご注意ください。

- ① 保険契約者・被保険者の故意 ② (1)の法律に違反して行った業務
- ③ 戦争・変乱・暴動・労働争議 ④ 地震・噴火・津波・洪水などの天災
- ⑤ 特別な約定により加重された責任 ⑥ 海外での医療行為
- ⑦ 初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合。 など

※初年度契約とは、2004年4月1日以降に契約される継続契約以外の医療従事者賠償責任保険契約をいいます。

(6) ご契約にあたってのご注意

- ① ご勤務される医療従事者の方を一括してのご契約となるため、一部の医療従事者の方のみを対象とする契約はできません。
- ② 保険金額等「保険条件」はすべての医療従事者の方とも同一条件となります。
- ③ 事故発生時にはその医療従事者が診療所に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

保険金額と保険料 (保険期間 1年、団体割引20%適用、一括払)

型		J1型	J2型	J3型	J4型	J5型	J6型	J7型	J8型
保険金額	1事故につき	100万円	500万円	1,000万円	3,000万円	5,000万円	7,000万円	1億円	2億円
	期間中	300万円	1,500万円	3,000万円	9,000万円	1.5億円	2.1億円	3億円	6億円
一般診療所保険料	1診療所につき	62円	150円	211円	322円	358円	382円	419円	560円
病院保険料 (1病床につき)	一般・療養病床	37円	89円	125円	190円	210円	226円	247円	339円
	精神病床	4円	10円	13円	20円	22円	24円	26円	37円
	結核・その他病床	6円	14円	20円	30円	34円	36円	39円	55円

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

OP4 借家人賠償責任担保追加条項 <医療施設特約追加オプション>

…ビルオーナーへの損害賠償に備えたい診療所向け…

医療機関の開設者が借用する医療施設を、火災・破裂・爆発・漏水等によって損壊させてしまった場合の、ビルオーナー（貸主）に対する賠償責任を補償します。

(1) 保険金をお支払いする場合

開設者が借用する建物の戸室（医療施設）につき、火災・破裂・爆発・漏水等によって損壊させてしまった場合の、ビルオーナー（貸主）に対する賠償責任（自己負担額を控除した額）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内で補償します。

(2) ご加入いただける方

医療施設（一般医院・診療所）の開設者

※病院、介護老人保健施設、介護医療院は、加入できません。

(3) 被保険者

・医療施設（一般医院・診療所）の開設者

・開設者の使用人、その他開設者の業務の補助者で加入者カード記載の医療施設の業務に従事する方

(4) お支払いする保険金

・法律上の損害賠償金

・争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

(5) 保険金をお支払いできない主な場合

①被保険者の心神喪失に起因する賠償責任

②借戸室の改築、増築、取り壊し等の工事に起因する賠償責任

③屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪等に起因する賠償責任

④被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する賠償責任

など

保険金額と保険料（保険期間 1年、団体割引20%適用、一括払） ※病院、介護老人保健施設、介護医療院は、加入できません。

型		B1型	B2型	B3型
保険金額（自己負担額1,000円）		1,000万円	3,000万円	5,000万円
一般診療所保険料	1診療所につき	3,600円	5,440円	8,640円

ひとくメモ その3 借家人の過失事故による家主に対する賠償責任の有無

事故原因	被害対象物		債務不履行責任	不法行為責任		
				(過失)	(重過失)	(故意)
火災	貸主所有建物	借戸室(注1)	有①	無(注2)	有①	有 (ただし保険上は 対象外となる。)
		それ以外の戸室	無(契約責任が ないため)	無(失火法適用 のため)	有②	
	それ以外の戸室内動産					
	上記以外の第三者の建物・動産					
破裂・爆発	貸主所有建物	借戸室(注1)	有①	有①	有①	
		それ以外の戸室	無(契約責任が ないため)	有②	有②	
	それ以外の戸室内動産					
	上記以外の第三者の建物・動産					

有① 借家人賠償責任担保追加条項により補償される部分

有② (借家人の方を被保険者とする) 個人賠償責任保険により補償される部分

(注1) 借戸室には当該戸室と構造上不可分一体をなし、相接する部分を含みます。

(注2) 過失による火災事故については、不法行為責任は失火法によって免責となりますが、債務不履行責任は残るため、借戸室などは賠償責任を負われます。

OP5 傷害見舞費用担保追加条項 <医療施設特約追加オプション>

…外来患者や見舞客がおケガされた場合に備えたい医療機関向け…

医療施設において、外来患者や見舞客等(入院患者を除きます。)が急激かつ偶然な外来の事故により身体傷害を被った場合の見舞金を賠償責任の有無に関係なくお支払いします。

(1) 保険金をお支払いする場合

医療施設において、医療施設の利用者が急激かつ偶然な外来の事故^(注1)により身体に傷害^(注2)を被った場合に、被保険者である開設者が慣習として支出した所定の見舞金費用を補償します。

(注1) 法律上の賠償責任の発生の有無にかかわらず、保険金をお支払いします。ただし、法律上の賠償責任が発生する場合は医療施設特約の保険金としてお支払いします。

(注2) 「傷害」には以下の①②の中毒症状および障害を含みます。ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は対象とはなりません。

①偶然かつ一時的に外部から有毒ガスまたは有毒物質を吸入、摂取したときに急激に生じる中毒症状をいいます。

②医療施設内に設置された医療用放射線照射装置に起因する事故により、医療用放射線の被曝によって被った障害をいいます。ただし、放射線測定機器により被曝の事実が判明したときから起算して14日以内に医師(被傷者が医師である場合には、その被傷者以外の医師をいいます。)の診断を受けた結果、被曝による身体障害と認定された場合にかぎります。

●利用者の範囲

医療施設の利用を目的として医療施設に入場している方をいい、以下の方は含みません。

- ・被保険者(法人の場合は理事、取締役等)およびその者と同居または生計を共にする親族
- ・医療施設の業務に従事中的者
- ・医療施設の保守、保安、点検等の業務または新築、改築、増築等の工事に従事中的者
- ・医療施設に入院中の者

(2) 被保険者

医療施設(一般医院・診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院)の開設者

(3) 保険金をお支払いできない主な場合

- ①契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ②地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、武装反乱など
- ③被傷者(利用者)の故意または重大な過失
- ④被傷者(利用者)の自殺、犯罪行為または闘争行為
- ⑤被傷者(利用者)が法令に定められた運転資格を持たないで、自動車もしくは原動機付自転車を運転している間、酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間、覚醒剤、シンナー等によって正常な運転ができない状態で運転している間に起こした事故
- ⑥被傷者(利用者)の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑦被傷者(利用者)の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置

など

保険金額と保険料 (保険期間 1年、団体割引20%適用、一括払)

型		C1型
保険金額(1名につき)	死亡・後遺障害見舞費用保険金	50万円
	入院見舞保険金	入院期間により2・3・5・10万円
	通院見舞保険金	通院日数により1・2・3・5万円
一般診療所保険料	1診療所につき	1,724円
病院保険料(1病床につき)	病院(病床種類を問わず)	454円

※介護老人保健施設および介護医療院の定員数は「病院」のベッド数とみなします。

OP6 医療機関受託者賠償責任保険 <併売商品>…医賠とセットでおすすめています

…患者さんからの受託物の損害賠償に備えたい医療機関向け…

患者さんから預かった身の回り品(時計・補聴器・入れ歯など)を保管している間に、不注意によって返還できなくなり、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です(ただし、現金・貴重品などは対象外です)。

(1) 医療機関受託者賠償責任保険の概要

病院・診療所等の医療機関が患者から預かった受託物(身の回りのもの)を医療施設内で保管している間、または、保管の目的で施設外で管理している間に、火災、盗難、漏水、取扱い上の不注意等により、患者に返還できなくなった場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害(自己負担額を控除した額)を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内で補償します。

(2) ご加入いただける方

医療施設(医院・診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院)の開設者

(3) お支払いする保険金

① 法律上の損害賠償金

- ・受託物の修理費
- ・再調達費用(同等の物を新たに購入するために必要な費用)

※ただし、修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

② 争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

(4) 保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合、保険金のお支払いの対象となりません。

- ① 被保険者の故意による損害
- ② 暴動、地震、洪水等の異常災害による損害
- ③ 被保険者、同居の親族、使用人が行いまたは加担した盗難・詐欺による損害
- ④ 現金、貴重品、美術品、有価証券、稿本、宝石、骨董品、設計書などの損害
- ⑤ 受託物の自然の消耗が原因で生じた損害(虫食い、ねずみ食いなどの損害を含みます。)
- ⑥ 屋根、とい、扉、窓もしくは通風筒から入った雨・雪等による損害
- ⑦ 受託物を返還してから30日以上経過してから発見された損害
- ⑧ 紛失
- ⑨ 受託物を修理・加工したことにより生じた損害

など

保険金額と保険料 (保険期間 1年、団体割引20%適用、一括払) 適用保険料10円単位

施設種類	診療所	病 院				
		20～99床以下	100～199床	200～299床	300～499床	500床以上
型	X1型	X2型	X3型	X4型	X5型	X6型
保険金額(自己負担額5,000円)	50万円	100万円	100万円	200万円	200万円	300万円
保険料	4,620円	9,200円	13,120円	36,160円	37,600円	58,560円

※介護老人保健施設および介護医療院の定員数は「病院」のベッド数とみなします。

OP7 医療廃棄物排出者責任保険 <併売商品>…医賠とセットでおすすめています

…医療廃棄物の不法投棄リスクに備えたい医療機関向け…

医療機関が排出した廃棄物が不法投棄され、所定の法律に基づく措置命令・除去費用の求償を受けた場合に、廃棄物の撤去や汚染土壌の浄化にかかる費用など、法律上の賠償責任をお支払いする保険です。

(1) 保険の概要

- 医療機関が排出した廃棄物が不法投棄され、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)、国内バーゼル法(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律)に基づく措置命令(回収命令)(注1)・除去費用の求償(注2)を受けた場合に廃棄物の除去や汚染土壌の浄化にかかる費用(自己負担額を控除した額に損害てん補割合を乗じて得た額)などを保険金額(お支払いする保険金の限度額)を限度に補償します。
- 国内に不法投棄された場合で、次の要件をすべて満たした場合は、措置命令・除去費用の求償が出されなくても、措置命令・除去費用の求償を受けたものとみなして、医療機関の排出者責任の範囲内で保険金額(お支払いする保険金の限度額)を限度にお支払いします。(自己負担額を控除した額に損害てん補割合を乗じて得た額)

①行政からの照会を受けるなど被保険者の廃棄物が不法投棄されたことが客観的に明らかであること。

②投棄廃棄物の全数量および被保険者から排出された投棄廃棄物の数量が明らかであること。

③投棄された場所の投棄廃棄物の全数量が同時に除去されることが明確であること。

(注1)措置命令とは廃棄物処理法に基づき、不法投棄者または排出者に対し都道府県知事が出す原状回復命令をいいます。

(注2)除去費用の求償とは、緊急を要する場合などで都道府県自らが除去したうえでその費用の負担を排出者等に命じることをいいます。

(2) 補償地域(保険の対象となる地域)

日本国内とします。ただし、海外に不法投棄され日本国政府より措置命令を受けた場合は、投棄された国を問いません。

(3) 被保険者

医療施設(医院・診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院)の開設者

(4) お支払いする保険金

- ①廃棄物処理法・国内バーゼル法による措置命令・除去費用求償に基づく廃棄物除去費用および土壌浄化費用
- ②投棄廃棄物に起因した健康被害に対する医療費・逸失利益・慰謝料、または漁業権補償
- ③訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

※上記①②については、複数の排出者が排出した廃棄物が1か所に不法投棄された場合、被保険者が排出した廃棄物の占める割合等、相当の範囲内の損害が対象となります。

(5) 保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合、保険金のお支払いの対象となりません。

- ①被保険者が不法投棄した、または不法投棄されることを認識しながら処理を委託した廃棄物に起因する事故(被保険者が保険期間中に廃棄物処理を無許可業者に委託していた場合)。
- ②被保険者が保険期間中にマニフェストを交付しない、または虚偽記載している場合
- ③被保険者の所有、使用または管理する施設に不法投棄された場合
- ④不動産価格の下落
- ⑤廃棄物処理業者の身体障害・財物損壊
- ⑥被保険者が所有、使用または管理する施設に起因する賠償責任

など

保険金額と保険料 (保険期間 1年、団体割引20%適用、一括払) 損害てん補割合 90% **適用保険料10円単位**

型		Y1型	Y2型	Y3型
保険金額(自己負担額なし)	1事故・期間中	5,000万円	1億円	3億円
診療所保険料 (1診療所につき)	無床診療所	7,320円	8,020円	9,140円
	有床診療所	10,030円	10,990円	12,530円
病院保険料 (1病床につき)	病院(精神病床以外)	904円	992円	1,128円
	病院(精神病床)	240円	264円	304円

※介護老人保健施設および介護医療院の定員数は「精神病床以外」のベッド数とみなします。

OP8 雇用慣行賠償責任保険 <併売商品>…医賠とセットでおすすめています

…セクシャルハラスメント事故に備えたい医療機関向け…

医療施設の開設者等が行った雇用差別、不当解雇、セクシャルハラスメントに起因した損害賠償請求に対し、開設者等が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償する保険です。

(1) 保険の概要

被保険者が行った雇用差別、不当解雇、セクシャルハラスメントに起因した損害賠償請求^(※)に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償します。(パワーハラスメントは補償対象外)

(※)被保険者の役員、従業員、就労希望者または医療の対象者(患者)よりなされた損害賠償請求にかぎりません。医療の対象者(患者)については、セクシャルハラスメントに起因する損害賠償請求のみ補償します。

(2) ご加入いただける方

医療施設(一般医院・診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院)の開設者

(3) 被保険者

- ①医療施設(一般医院・診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院)の開設者
- ②記名被保険者の役員、理事長
- ③記名被保険者の従業員(パートタイム労働者、アルバイト等を含みます。)

(4) 補償地域(保険の対象となる地域)

日本国内のみ

(5) お支払いする保険金

- ①法律上の損害賠償金 慰謝料、休業補償、法律上賠償すべき差額賃金 など
- ②争訟費用(損保ジャパンの事前の承認が必要です。) 訴訟費用、弁護士報酬 など

(6) 保険金をお支払いしない主な場合

- ①労働争議、労働交渉、社内内紛、事業縮小または倒産等に起因する損害賠償請求
- ②法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求
- ③被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求
- ④セクシャルハラスメントを行った当事者個人に対する損害賠償請求
- ⑤加入者カード記載の遡及日[※]より前に行われた保険対象事由に起因する損害賠償請求
- ⑥加入者カード記載の遡及日[※]より前に被保険者に対して提起されていた訴訟に起因する損害賠償請求
- ⑦保険契約の開始日において、損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合
- ⑧労働者災害補償保険法等により被保険者が負担する賠償責任
- ⑨民事または刑事上の罰金、懲罰的賠償金
- ⑩日本国外でなされた損害賠償請求
- ⑪契約上加重された賠償責任 など

※「加入者カード記載の遡及日」とは、通常初年度契約の契約始期日となります。

用語の解説

- ①解雇: 解雇が実際に行われていること ※雇用期間満了・退職は対象外
- ②差別: 以下をみたすものをいいます。
 - ・差別内容が明確になっていること ※「上司に気に入られていない」といった理由によるものは対象外
 - ・差別による「雇用行為」が行われていること ※差別による「精神的苦痛」は対象外
 - ・就労希望者の場合は、使用者(記名被保険者)の採用意思が明らかであること
- ③セクハラ: 以下を満たすものをいいます。
 - ・役員、従業員、医療の対象者(患者)に対して「セクハラ」行為が行われたこと
 - ※取引先におけるセクハラ行為は対象外
 - ・直接のセクハラ行為者以外の被保険者に対して賠償請求がなされていること
 - ・就労希望者の場合は、使用者(記名被保険者)の採用意思が明らかであること

保険金額と保険料 (保険期間 1年、団体割引20%適用、一括払) 損害てん補割合 90% 適用保険料10円単位

型		Z1
保険金額(自己負担額50万円)	1事故・期間中	1,000万円
一般診療所保険料	診療所	16,000円
病院保険料計算式	一般・療養病床99床以下	2,424円×病床数×0.80
	同上100～199床	(2,016円×病床数+40,436円)×0.80
	同上200～299床	(1,175円×病床数+207,615円)×0.80
	同上300～499床	(739円×病床数+338,009円)×0.80
	同上500床以上	(401円×病床数+507,040円)×0.80
	病院(精神病床)	762円×病床数×0.80
	病院(結核その他病床)	591円×病床数×0.80

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

…サイバーセキュリティ事故や情報漏えいに包括的に備えたい医療機関向け…

情報漏えいリスクに加え、医療機関がサイバー攻撃等を受けたことによって負う関連先に対する賠償責任、原因調査費用、データ復旧費用等の費用等まで補償します。

(1) 医療機関におけるサイバーリスクと保険の概要

- 医療機関には、医療情報等のセンシティブな情報に加え、クレジットカード等の金融情報も存在するため、サイバー犯罪者の標的になりやすいと考えられます。特に、健康保険証の番号等、有効期限の定めのない個人情報や、変更が困難な個人情報は継続利用が可能なため狙われやすく、他の業種と比較してもサイバーリスクは高いと言えます。
- 『医療機関用団体サイバー保険』は、医療機関が業務を遂行する過程で生じた貴院のコンピュータシステム上の電子データの改ざん・盗難・破損やコンピュータシステムに対する不正アクセス等のサイバー攻撃や情報漏えい等に起因する損害に対して保険金をお支払いする保険です。
- 個人情報だけでなく、企業情報の漏えいまたはそのおそれに起因する損害まで補償の対象となります。
- 事故原因はサイバー攻撃に限定されず、紙による漏えい等(FAX誤送信や情報媒体の盗難・紛失)も含めた医療施設の管理上の不備による漏えいも補償の対象となります。

(2) 被保険者

医療施設(一般医院・診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院)の開設者

(3) ご加入の単位

医療施設単位(病院・診療所)または複数医療施設^(※)

(※)複数医療施設の引受の場合は複数医療施設間で補償内容は同一で保険金額は共有となります。**複数医療施設の引受をご希望の場合には、営業店までご相談ください。**

※同一医療法人で複数医療施設、介護施設を開設し、複数施設間で電子カルテ等を用いて個人情報等を共同利用している場合は、全ての医療施設や介護施設での加入が必要となります。

※医療法人において、医療法第42条第1項に掲げる付帯業務を行っている場合や、医療施設外に事務所が存在する場合は、申込時にその付帯業務を行っている施設または事務所をご申告いただくことで対象業務に含めることができます。(追加保険料は不要)

なお、上記付帯業務を施設内で行っている場合は申告の必要はありません。

(4) お支払いする保険金

『医療機関用団体サイバー保険』は、医療機関が業務を遂行する過程で生じた貴院のコンピュータシステム上の電子データの改ざん・盗難・破損やコンピュータシステムに対する不正アクセス等のサイバー攻撃や情報漏えい等に起因する次の損害に対して保険金をお支払いする保険です。

※加入者カードに記載された施設における医療業務または介護業務に起因する事故のみ対象です。

対象とする損害	概要
ア. 賠償責任を負担することによって生じる損害	提起された損害賠償請求について、医療機関(被保険者)が負担する損害賠償金、争訟費用等
イ. 事故時の対応、事故後の対策等のために必要な費用 ・事故対応特別費用 ・サイバー攻撃対応費用 ・情報漏えい対応費用 ・法令等対応費用	①保険金の支払対象となる損害が発生するおそれがある場合に、その事故に対応するため、記名被保険者が支出した情報漏えい対応費用、再発防止実施費用、損害拡大防止費用、謝罪文作成・送付費用、使用人等の超過勤務手当・臨時雇入れ費用、社告費用、コールセンター費用、弁護士相談費用、求償費用、被保険者システム修理費用、データ復旧費用、法人謝罪対応費用等 ②サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出した外部調査機関への調査依頼費用やネットワークの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用等(注1) ③情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことにより、その対応のために記名被保険者が支出した認証取得費用・個人見舞費用・事故対応関連費用等の各種費用 ④事故を記名被保険者が保険期間中に発見したことにより、記名被保険者が規制手続きを行った場合または法令等に抵触するおそれのあることを記名被保険者が知った場合において、それに対応するために記名被保険者が支出した法令等対応費用
ウ. 利益損害(オプション)	ネットワークを構成するIT機器等が機能停止することによって生じた医療機関(被保険者)の利益損害
エ. 営業継続費用(オプション)	ネットワークを構成するIT機器等が機能停止することによって生じた医療機関(被保険者)の営業継続費用

(注1)サイバー攻撃のおそれが、次の①または②のいずれかによって保険期間中に発見され記名被保険者が認識した場合にかぎります。

①公的機関からの通報(サイバー攻撃に関する被害の届出および情報の受付等を行なっている独立行政法人または一般社団法人からの通報を含みます。)

②被保険者システムのセキュリティ運用管理を委託している会社等からの通報または報告(注2)

(注2)記名被保険者が導入しているセキュリティ監視のソフトウェア、サービス等からの通知を含み、当該サイバー攻撃のおそれを記名被保険者が認識した時以降に調査等を委託した会社からの報告を除きます。

※「保険金をお支払いできない主な場合」は24ページをご参照ください。

(5) サイバー攻撃被害に伴う対応事例

サイバー攻撃を受けた場合には、各種対応のために様々な費用が発生します。加えて損害賠償金の支出や喪失利益が発生する可能性があります。

電子カルテのサーバに外部から不正アクセスの可能性があることが判明した。



主な対応事項	主な対応内容	損害額(例)
原因究明	外部の調査専門会社(セキュリティベンダー)に発生原因の究明と漏えいの可能性があるデータ範囲の特定を依頼するために、サーバ3台の調査を委託した。セキュリティベンダーの調査の結果、約3万人の患者の個人情報に対し、外部から不正にアクセスされた可能性があることが判明した。	約300万円
謝罪・広報対応	弁護士と相談のうえで、被害者への謝罪と報告文書送付、関係機関への報告、社外公表文書(WEB公表)等を作成した。	約50万円
	セキュリティベンダーによる調査結果から判断した外部に漏えいまたはそのおそれの可能性が高い約3万人に、漏えいの経緯の説明を兼ねたお詫び状を郵送した。	約150万円
	その後、お詫びの品を発送した(1人500円の商品券+郵送料)。	約1,800万円
コールセンターの設置	外部に公表した時点で、既存の問い合わせ窓口では対応できなくなることを想定し、新たに専用の問い合わせ窓口を設置した。 (10ブース・2週間程度、5ブース・2週間程度)	約500万円
コンサルタント委託	危機管理コンサルタント(外部)の支援を受けながら、現状把握・今後の対応方針の検討等を行う対策会議(3回)を実施した。	約200万円

※上記費用は全て医療機関用団体サイバー保険の「事故対応特別費用」のお支払対象になります。



損害賠償	医療機関が保有する個人情報にはセンシティブな情報や金融情報等が含まれる可能性があるため、損害賠償額が高額になる可能性があります。
喪失利益 営業継続費用	感染したウイルス次第では復旧までに時間を要することとなり、その間営業を停止せざるを得なくなる可能性があります。また、営業を継続させるための緊急対応に追加費用が発生することもあります。

※上記費用は医療機関用団体サイバー保険の「損害賠償金」、「利益損害」および「営業継続費用」のお支払対象になります。

保険金額と保険料 (保険期間 1年、団体割引20%適用、一括払) 適用保険料10円単位

[一般医院・診療所(有床・無床共通)]

※一般医院・診療所については告知書割引の適用はありません。

型	保険金額				自己負担額	1診療所あたり 年間保険料
	①損害賠償	②事故対応 特別費用	③喪失利益	④営業継続 費用		
S1型	1,000万円	100万円	-	-	なし	29,380円
S2型	3,000万円	300万円	-	-		37,430円
S3型	5,000万円	500万円	-	-		44,610円
S4型	1億円	1,000万円	-	-		55,880円
S5型	2億円	2,000万円	-	-		65,530円

[病院・介護医療院・介護老人保健施設]

※保険料は告知内容および病院の場合は病床数、介護医療院の場合は療養病床のベッド数、介護老人保健施設の場合は施設定員数に基づいて算出します。個別にお見積りしますので、募集代理店にお問い合わせください。

型	保険金額				自己負担額	1施設あたり 年間保険料
	①損害賠償	②事故対応 特別費用	③喪失利益	④営業継続 費用		
S2型	3,000万円	300万円	-	-	なし	「質問書兼告知書」により割増引(±30%)が適用され、保険料は病床区分ごとの病床数または定員により異なります。
S3型	5,000万円	500万円	-	-		
S4型	1億円	1,000万円	-	-		
S5型	2億円	2,000万円	-	-		

(年間保険料例) ※この例は告知書割引なしで算出しています。

	病院(病床数)		
	30床	50床	100床
S2型	73,130円	102,960円	135,960円
S3型	101,490円	142,900円	188,700円
S4型	159,330円	224,330円	296,230円
S5型	218,280円	307,320円	405,820円

※③喪失利益、④営業継続費用のオプション付きの保険料につきましては別途お問い合わせください。

※保険金額とは、損害賠償の場合「1損害賠償請求保険金額」および「総保険金額」を、事故対応特別費用の場合「1事故対応特別費用」および「総保険金額」を、喪失利益および営業継続費用の場合「総保険金額」を指します。

※加入者ごとに、保険期間中に上記①、②、③、④でお支払いする保険金の合計額は、①の保険金額を限度とします。

サイバー保険付帯サービスのご案内

P15に記載のOP9 サイバー保険にご加入いただくと、下記のサービスをご利用いただくことができます。

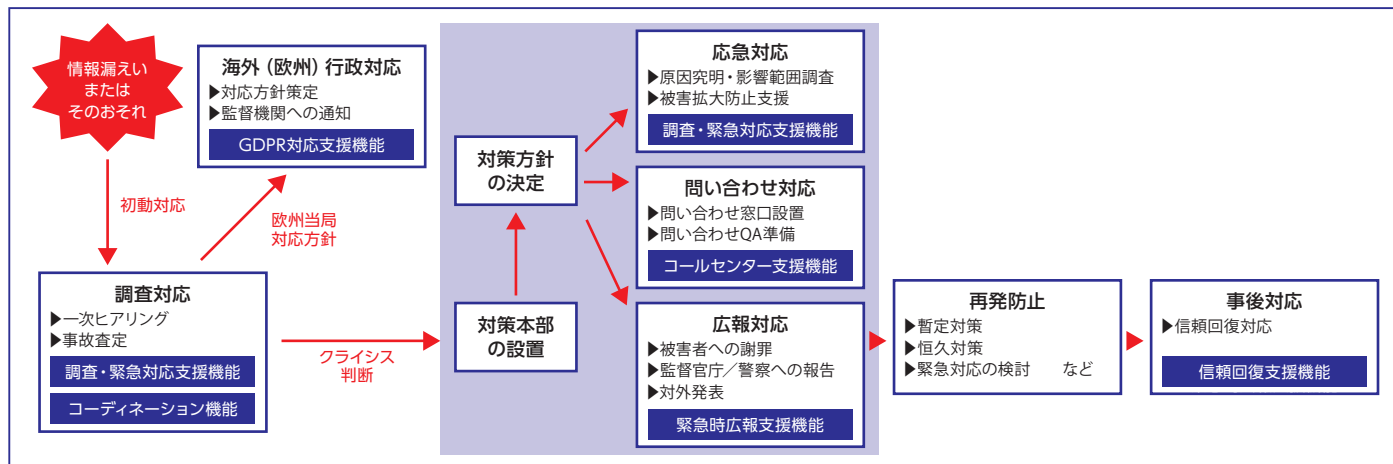
付帯サービスの概要 (SOMPOリスクマネジメント社提供)

(1) サイバーリスクにおける事前対策サービス

サービス名称	概要	費用
①サイバーリスク簡易診断・ プラスサービス	サイバーリスク対策として必要な組織体制や技術的な対策などについて、アンケートに基づき診断してレポートを提供するサービスです。	無料
②情報漏えい事故対応力診断 レポートサービス	近年増加するサイバー攻撃や内部不正による情報漏えいが万が一医療機関で発生した場合に求められる対応への取組状況について、アンケートに基づき診断してレポートを提供するサービスです。	無料
③ISO27001 (ISMS) 認証取得 コンサルティング	継続的な情報セキュリティ向上に取り組むための国際規格であるISO27001 (ISMS) の認証取得に必要な体制構築、教育、内部監査などの各ステップを通じて認証取得をご支援します。	有料
④情報セキュリティ事故に係る 教育・訓練コンサルティング	過去のインシデント事例などを基にした訓練用のシナリオに沿って、システム部門がどのように事故を検知し、対応するかを考える机上訓練、仮想空間を用いて実際に行動する実機訓練の企画・実施をご支援します。 その他にも、標的型攻撃メールに対する予防訓練や各種専門領域に関する研修などのサービスも用意しています。	有料
⑤サイバー攻撃を想定した訓練・ 研修サービス	サイバーセキュリティ対応の実効性を確保・維持するために、①サイバー攻撃想定机上訓練、②サイバー攻撃想定実機訓練、③標的型攻撃メール対応訓練、④情報セキュリティ研修コースの4つのメニューを用意しています。	有料

(2) 事故発生時のサービス(緊急時サポート総合サービス)

「医療機関用団体サイバー保険」にご加入いただくと、万が一、サイバー攻撃などによる情報漏えいによって、その事故の公表や患者への謝罪等の対応をしなければならない場合、SOMPOグループのリスクコンサルティング会社である、SOMPOリスクマネジメント(株)を窓口として、「緊急時サポート総合サービス」のご利用が可能となり、ワンストップかつ総合的にサポートします。(ただし、日本国内における利用、かつ医療機関用団体サイバー保険で保険金がお支払いできる場合にかぎります。)



<緊急時の各種サポート機能>

医療機関用サイバー保険にご加入の被保険者様からのご用命によりSOMPOリスクマネジメントが必要な機能をご提供します。また、これらの支援に要する費用は、損保ジャパンが医療機関用サイバー保険を通じてファイナンス機能をご提供します。

調査・緊急対応支援機能	緊急時広報支援機能	コールセンター支援機能	信頼回復支援機能	GDPR対応支援機能	コーディネーション機能
✓ 事故判定 ✓ 原因究明・影響範囲調査支援 ✓ 被害拡大防止アドバイス など	✓ 記者会見実施支援 ✓ 報道発表資料のチェックや助言 ✓ 新聞社告支援 など ✓ SNS炎上対応支援 (公式アカウント対応サポート) ✓ WEBモニタリング・緊急通知	✓ コールセンター立上げ ✓ コールセンター運営 ✓ コールセンターのクロージング支援 など	✓ 再発防止策の実施状況について証明書を発行 ✓ 格付機関として結果公表を支援 など	✓ GDPR対応に要する対応方針決定支援 ✓ 監督機関への通知対応支援 ✓ 外部フォレンジック業者・協力弁護士事務所の紹介 など	✓ 必要となる各種サポート機能の調整 ✓ 法令対応等について協力弁護士事務所を紹介 など

OP10 情報メディア担保追加条項 <医療施設特約追加オプション>

…情報メディアの損害や復旧費用の補償を考えられている医療機関向け…

医療施設内の情報メディアが、偶然な事故により損害を被った際に、その修繕費用や再取得費用などが補償される保険です。

(1) 保険金をお支払いする場合

以下に掲げる損害について保険金をお支払いします。

- 偶然な事故により情報メディアに生じた損害
- 不正アクセス、情報機器・記録媒体およびネットワーク構成機器・設備の機能障害・物的損壊または盗難、誤操作、第三者による故意、悪意または妨害行為、静電気または電磁気、過電圧、電圧低下または電力の供給停止、洪水・台風・高潮・落雷など自然現象に起因して情報（プログラム、ソフトウェアおよびデータ）のみに損害が発生し、損害が生じた情報の修復もしくは復旧、同種同等の情報の再作成もしくは再取得する場合

(2) 被保険者

医療施設（医院・診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院）の開設者

(3) 保険の目的

被保険者が業務に使用するために医療施設内において所有する情報メディア

※情報メディアとは、以下のものをいいます。

- イ) 情報機器で直接処理を行える磁気テープ、磁気ディスク、磁気ドラム等の記録媒体
- ロ) イ.に規定された記録媒体に記録されている情報

(4) 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
 - ② 被保険者もしくは被保険者の使用人または被保険者と同じ世帯に属する親族の故意
 - ③ 差し押さえ、没収等公権力の行使
 - ④ 自然の消耗、さび・かび・変質その他類似の事由
 - ⑤ 保険の目的の欠陥
 - ⑥ 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、武装反乱など
 - ⑦ 空気の乾燥、湿度・温度変化
 - ⑧ 置忘れ、紛失、不注意による廃棄
 - ⑨ 未完成・未発表のプログラム、ソフトウェアの使用
 - ⑩ コンピューターウィルス
 - ⑪ いわゆる「2000年問題」に起因するもの
- など

保険金額と保険料（保険期間 1年、団体割引20%適用、一括払）

型	E1型	E2型	E3型
保険金額（自己負担額2万円）	100万円	300万円	500万円
診療所・病院契約保険料	4,384円	13,152円	21,920円

注意 20ページ「OP11 傷害担保追加条項」(3) お支払いする保険金の種類

お支払いする保険金の種類

死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡・後遺障害のご契約金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金の支払いがある場合はその金額を差し引いてお支払いします。
後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害のご契約金額の4%～100%をお支払いします。
入院保険金日額	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。
手術保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガのため所定の手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率（5倍（外来時）・10倍（入院時））を乗じた金額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりです。
通院保険金日額	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ通院された場合、事故の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として1日につき通院保険金日額をお支払いします。
感染症葬祭費用	上記ケガの事故に加え、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）、細菌性赤痢等の特定感染症を発病された場合、後遺障害保険金、入院保険金（発病日からその日を含めて180日間限度）、通院保険金（発病日からその日を含めて180日以内の90日限度）をお支払いします。また、発病日からその日を含めて180日以内に死亡した場合には300万円を限度に葬祭費用の実費をお支払いします。

…業務中のケガ(暴漢による被害事故や通勤時の事故等)に備えたい医療機関向け…

開設者、開設者の使用人その他開設者の補助者で医療施設の業務に従事する者が、業務中に急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体傷害、中毒症状(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を除きます。)、感染症に対し、所定の保険金をお支払いします。

(1) 保険金をお支払いする場合

- 急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害^(注1)を被った場合に、保険金(死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金)をお支払いします。

(注1)「傷害」には以下の①②の中毒症状および障害を含みます。ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は対象とはなりません。

①偶然かつ一時的に外部から有毒ガスまたは有毒物質を吸入、摂取したときに急激に生じる中毒症状をいいます。

②医療施設内に設置された医療用放射線照射装置に起因する事故により、医療用放射線の被曝によって被った障害をいいます。ただし、放射線測定機器により被曝の事実が判明したときから起算して14日以内に医師(被傷者が医師である場合には、その被傷者以外の医師をいいます。)の診断を受けた結果、被曝による身体障害と認定された場合にかぎりります。

- 感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または新型コロナウイルス感染症^(注2))を発病した場合^(注3)

(注2)病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎりります)であるものにかぎりります。

(注3)鳥インフルエンザ(H5N1型およびH7N9型)は含まれますが、鳥インフルエンザ(H5N1型およびH7N9型以外の型)、新型インフルエンザ、再興型インフルエンザおよび前述以外のインフルエンザは含みません。

(2) 被保険者

- ①開設者 ②開設者の使用人、その他開設者の業務の補助者で加入者カード記載の医療施設の業務に従事するもの

(3) お支払いする保険金の種類 → 19ページの囲みをご参照ください。

(4) 保険金をお支払いできない主な場合

- ①契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意
- ②地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、武装反乱など
- ③被保険者の自殺、犯罪行為または闘争行為
- ④被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、自動車もしくは原動機付自転車を運転している間、酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間、覚醒剤、シンナー等によって正常な運転ができない状態で運転している間に起こした事故
- ⑤被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
- ⑦被保険者に対する刑の執行
- ⑧保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した感染症
- ⑨(原因の如何を問わず)被保険者が頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合で、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のない場合

保険金額と保険料 (保険期間 1年、団体割引20%適用、一括払)

型		D1型	D2型	D3型
保険金額(1名につき)	死亡・後遺障害	1,000万円	2,000万円	3,000万円
	入院日額	5,000円	7,000円	10,000円
	通院日額	2,500円	3,500円	5,000円
	特定感染症葬祭費用	300万円	300万円	300万円
一般診療所保険料	1診療所につき	111,984円	184,448円	269,376円
病院保険料(1病床につき)	一般・療養病床	14,096円	23,032円	33,592円
	精神病床	8,240円	13,584円	19,832円
	結核・その他病床	6,920円	11,464円	16,760円

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

被保険者がご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎりります。)を解除することができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。解除の条件やお手続方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

<重要> 保険解約前の検討事項 (損害賠償請求期間延長担保追加条項)

当保険を継続しない場合や、廃業により保険契約を解約する場合には、保険期間終了後の賠償請求に備え、「損害賠償請求期間延長担保追加条項」のセットをお勧めします。この追加条項をセットいただくことにより、保険期間終了前に行った医療行為に起因して、保険期間終了後に損害賠償請求を受けた場合について、保険期間終了後5年以内もしくは10年以内(選択可)にかぎり補償の対象とすることができます。

- ・被保険者が死亡された場合、相続人からその旨をご通知いただくことにより相続人を被保険者としてみなすことができます。ただし、死亡被保険者に関わる損害賠償請求を受けた場合にかぎりません。
- ・解約の場合は解約のお手続き時に、ご契約を継続されない場合は満期時にあわせてご加入になれます。
- ・ご加入にあたっては所定のお申込み手続きのほか、追加保険料が必要となります。

【追加保険料の例】

〈延長期間10年間の追加保険料〉最終保険期間末日または、解約日現在の条件による医師特約年間保険料の45%

加入タイプの例	1事故	期間中	医師特約年間保険料	延長期間10年間保険料
日医保険を 継続 する場合(有床・無床診療所)	100万円	300万円	6,016円	2,707円
日医保険を 継続しない 場合(有床診療所) ^{※1}	1億円	3億円	91,488円	41,170円
日医保険を 継続しない 場合(無床診療所) ^{※1}	1億円	3億円	79,296円	35,683円
日医保険を 継続 する場合(勤務医)	100万円	300万円	4,000円	1,800円
日医保険を 継続しない 場合(勤務医)	1億円	3億円	40,664円	18,299円

※1 廃業後、日医を退会せずにA会員から廃業B会員に会員区分を変更した場合には、日医医師賠償責任保険で10年間保険が適用されます。(2014年7月改定)

●勤務医包括契約をセットされている場合は、勤務医師包括特約保険料が別途加算されます。

●延長期間5年間を選択いただくことも可能です。延長期間5年間の保険料は、解約日時点の条件による年間保険料の37%です。具体的なケースについては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ポイント●

医師特約は、保険期間中に医師等の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いする保険です。したがって保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合などに、廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、補償の対象とすることができません。

(保険期間中に事故の発生を認識し、損保ジャパンに書面にてご通知いただいている場合にはそのかぎりではありません。下記「解約時のご注意点」をご参照ください。)

医療過誤による事故の場合、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまでの間に相当の時間を要する場合が多く、保険期間終了前に行った医療行為に起因する賠償請求が保険期間終了後になされる可能性があります。

●解約時のご注意点

損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間は原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。(ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等がある場合を除きます。)

自動セット 刑事弁護士費用担保追加条項 (医師特約条項用・勤務医師包括担保追加条項用)

●割増保険料なしで自動セットされます。(ご契約形態が「(2)被保険者」に記載の形態の場合に自動セット)

<刑事弁護士費用担保追加条項の概要>

医師賠償責任保険(医師特約および勤務医師包括担保追加条項)にて補償対象外となっていた「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、保険期間中に業務上過失致死傷罪の疑いで送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。(起訴後の費用を含みます。)



(1) 保険金をお支払いする場合

被保険者の医療行為の対象者が、日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に関する弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

(2) 被保険者

個人として基本契約にご加入の場合(被保険者=個人)

基本契約(医師賠償責任保険(医師特約条項))にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。

(注) 個人立医療施設の開設者、一人医師医療法人の開設者は個人とみなします。

法人(病院・診療所)として基本契約にご加入の場合(被保険者=法人)

基本契約(医師賠償責任保険(医師特約条項))にご加入いただいた場合で、かつ勤務医師包括契約(オプション特約)にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。

※勤務医師包括担保追加条項(医師特約条項用)をセットされる場合は、勤務医師の方にもこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。

(3) お支払いする保険金

保険期間(1年)を通じて500万円となります。

※ただし、勤務医師包括契約の対象となる方が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

(4) 保険期間と保険金をお支払いする場合の関係

この追加条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時(注)までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金が支払われます。

(注) 刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。

① 刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時^(注1)

② 裁判所が略式命令を発した時^(注2)

③ 第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時^(注3)

(注1) ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。

(注2) ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。

(注3) ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。

用語のご説明

業務上過失致死傷罪	刑法第211条第1項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致傷罪をいいます。
送検	刑事訴訟法第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送検をいいます。
刑事事件	被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。
弁護士費用	被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。
訴訟費用	刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。

ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

この保険のあらまし

- 商品の仕組み：医師賠償責任保険は賠償責任保険普通保険約款に医師特約、医療施設特約、各特約条項・追加条項をセットしたものです。サイバー保険は、業務過誤賠償責任保険普通保険約款にサイバー保険特約条項、使用人法令違反復活担保に関する追加条項、医療機関用追加条項、利益・営業継続費用補償追加条項(オプションとしてセットした場合)をセットしたものです。
- 保険契約者：公益社団法人 東京都医師会
- 保険期間：2023年2月1日午後4時から1年間となります。
- 募集期間：原則、2022年10月から2022年12月 ※地区医師会によって募集時期は異なります。
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：医療機関の開設者、または管理者が東京都医師会会員である医療機関
- 被保険者：その医療機関の開設者、勤務医(詳細については各ページをご確認ください。)
- お支払方法：更新の方は2023年2月27日にご指定口座から控除となります。
新規の方は東京都医師会口座にお振込みください。
※保険料の引落しができなかった場合は、引落し不能分の保険料を振込いただけます。引落し不能日から1か月を超えて保険料をお支払いいただけない場合、失効とさせていただきます。
- お手続方法：加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、募集代理店にご提出ください。
- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。募集代理店までご連絡ください。
- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、募集代理店までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

医師賠償責任保険の概要

＜医師賠償責任保険の概要＞

医師賠償責任保険は、「医師特約条項」および「医療施設特約条項」の2つによって構成される保険契約です。この保険契約は病院もしくは診療所の開設の届出単位でのお引受けとなります。（なお、勤務医契約、予防接種契約、その他特殊な契約方式での保険契約を除きます。また、介護医療院については、転換元となる医療施設と同一敷地内に開設された場合にかぎり、その医療施設と同一契約でのお引受けとなります。）

- ①医師特約条項…日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、医療の対象者に身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生し、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合、被保険者（保険の補償を受けられる方）が負担する法律上の賠償責任を補償します。
- ②賠償責任保険では、被保険者（保険の補償を受けられる方）に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金（自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。賠償責任保険（法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項）では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。
- ③医療施設特約条項…医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、医療以外の業務遂行に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体の障害や財物の損壊が発生したこと、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

＜主な追加条項およびその概要＞

主な追加条項およびその概要は以下のとおりです。また、保険条件によってセットできる追加条項が異なります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ① 損害賠償請求期間延長担保追加条項…保険を継続しない場合や廃業により保険契約を解約する場合など保険期間終了前に行つた医療に起因して保険期間終了後5年以内もしくは10年以内に損害賠償請求を提起された場合に補償する追加条項です。医師賠償責任保険は、保険期間中に医師の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いしますので、保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合など廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、保険金をお支払いできません。しかし、医療行為を行つてから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまで相当の時間を要する場合が多く、廃業する場合などこの追加条項をセットされることをおすすめします。損害賠償請求期間延長担保追加条項を付帯される場合、追加保険料が必要となります。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。被保険者が死亡された場合、相続人からのご通知により相続人が被保険者とみなされます。ただし、死亡被保険者にかかわる損害賠償請求をうけた場合にかぎりません。
- ② 勤務医師包括担保追加条項…医療施設の勤務医師を包括的に被保険者とし、勤務医師の個人責任について補償します。ただし、この追加条項で保険金支払の対象となるのは、加入者カードに記載された医療施設の業務として行った医療のみとなります。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
医療上の事故	被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内において行った医療(職業上または職務上の相当な注意を怠ったもの)によって、医療の対象者の身体に障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生した場合において、被保険者に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合(注1)、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など)(注2))をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。 (注1) 争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払いします。 (注2) 損保ジャパンの事前の承認が必要です。 ○ただし、初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。 (初年度契約とは2004年4月1日以降保険期間を開始する医師賠償責任保険契約で以降の継続契約を除きます。)	①被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②海外での医療行為に起因する賠償責任 ③美容を唯一の目的とする医療に起因する賠償責任 ④医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑤名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ⑥所定の免許を有しない者が遂行した医療に起因する賠償責任 ⑦戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑨被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑩被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 など
建物等の使用・管理上、給食等による事故	被保険者が加入者カード記載の医療施設(設備を含みます。)の所有、使用もしくは管理に起因する事故、業務遂行上の事故または被保険者の占有を離れた飲食物(給食等)、その他の財物による事故が発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など)をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は、保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。	①被保険者の故意によって生じた賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりません。 ②被保険者が行った医療によるその医療の対象者の身体の障害に起因する賠償責任 ③医療施設の新築、改築、修理その他の工事に起因する賠償責任 ④戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑥他人から賃借したり、預かっている財物についての賠償責任 ⑦自動車(原動機付自転車を含みます。)の所有・使用・管理に起因して生じた賠償責任 ⑧看護業務などの専門職業業務の遂行による賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは、記名被保険者以外の被保険者が被る損害にかぎりません。 など

③刑事弁護士費用担保追加条項…医師賠償責任保険(医師特約および勤務医師包括担保追加条項)にて補償対象外となっていた「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、保険期間中に業務上過失致死傷罪の疑いで送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。(起訴後の費用を含みます。)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
刑事訴訟に関する 弁護士費用 または 訴訟費用	被保険者の医療行為の対象者が、日本国内で行なわれた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 なお、以下の弁護士費用はお支払いの対象外となりますのでご注意ください。 a.公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に関する弁護士費用 b.弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に関する弁護士費用 など	①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象 ③保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ④被保険者の有罪の確定(注)がなされた刑事事件 ⑤被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ⑥被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑦美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑧所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件 ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。 (注)有罪の確定…第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。

サイバー保険の概要

●保険金をお支払いできない主な場合

- 【共通】
- ①次に掲げるものに起因する損害賠償請求
 - ア. 身体の障害および精神的苦痛
 - イ. 財物の滅失、損傷、汚損、紛失および盗難ならびにそれらに起因する財物の使用不能損害
 - ②直接であると間接であるとを問わず、次の事由に起因する損害賠償請求
 - ア. 汚染物質の排出、流出、いつ出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態
 - イ. 汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化もしくは中和化の指示または要請
 - ③直接であると間接であるとを問わず、核物質の危険性またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求
 - ④直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害賠償請求
 - ⑤直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水、高潮または津波に起因する損害賠償請求
 - ⑥保険契約者または被保険者の故意に起因する損害賠償請求。ただし、被保険者の故意に起因する損害に関して、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害および費用にかぎります。
 - ⑦被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求。ただし、記名被保険者の使用人が行った行為について、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
 - ⑧被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害および費用にかぎります。
 - ⑨販売分析、販売予測または財務分析の過誤に起因する損害賠償請求
 - ⑩記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求。ただし、次のアまたはイの原因による場合を除きます。
 - ア. 火災、破裂または爆発
 - イ. サイバー攻撃またはITユーザー業務の偶然な事由による被保険者システムの損壊または機能の停止
 - ⑪他人の身体の障害、財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐取されたことに起因する損害賠償請求。
ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれに起因して提起された損害賠償請求を除きます。
 - ⑫特許権、意匠権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求。ただし、著作権または商標権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。
 - ⑬被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還に起因する損害賠償請求
 - ⑭業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求
 - ⑮記名被保険者から記名被保険者の使用人等に対してなされた損害賠償請求
 - ⑯被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害に起因する損害賠償請求
 - ⑰株主代表訴訟等によってなされる損害賠償請求
 - ⑱差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使に起因する損害賠償請求
 - ⑲暗号資産の換金、売買、決済その他の取引に起因する損害賠償請求

など

【事故に関する各種対応費用部分】

- ①【共通】で保険金を支払わない場合に該当する事由または行為
- ②記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③記名被保険者の役員に関する個人情報漏えいまたはそのおそれ
- ④電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止または障害が発生したことにより、記名被保険者に対してそれらが提供されなかったことに起因して発生した費用

など

【利益損害・営業継続費用部分】

- ①【共通】で保険金を支払わない場合に該当する事由または行為
- ②被保険者の構外にある他人に貸与されている被保険者システムの損壊または損壊
- ③電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止または障害
- ④保険契約者または被保険者の法令違反
- ⑤労働争議
- ⑥政変、国交断絶、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
- ⑦被保険者システムの能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
- ⑧被保険者システムの操作者または監督者等の不在
- ⑨脅迫行為
- ⑩受取不足または過払い等の事務的または会計的過誤
- ⑪債権の回収不能、有価証券の不渡りまたは為替相場の変動
- ⑫被保険者が、顧客または取引先等に対して法律上または契約上負うべき責任の負担
- ⑬被保険者が新たなソフトウェアを使用または改定したソフトウェアを使用した場合における次のアまたはイに掲げる営業阻害事故
 - ア. 通常要するテストを実施していないソフトウェアの瑕疵(かし)によって生じた営業阻害事故
 - イ. ソフトウェアの瑕疵(かし)によって、そのソフトウェアのテスト期間内、試用期間内、または正式使用後10日以内に生じた営業阻害事故
- ⑭政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯する者が、その主義もしくは主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為

など

ご加入にあたってのご注意

○保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

○加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書、医師賠償責任保険見積依頼書兼告知事項申告書
(病院契約のみ)、付属書類等の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注) 医師賠償責任保険における告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入依頼書、医師賠償責任保険見積依頼書兼告知事項申告書(病院契約のみ)、付属書類等の以下の項目をいいます。

- ・被保険者欄(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
- ・過去の保険金支払状況 など

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご連絡いただく必要はありません。

■加入依頼書、医師賠償責任保険見積依頼書兼告知事項申告書
(病院契約のみ)、付属書類等の記載事項の変更
<例>保険金額等ご契約内容を変更される場合 など
ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

- (※) 加入依頼書、医師賠償責任保険見積依頼書兼告知事項申告書(病院契約のみ)、付属書類等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。)

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

■ご契約者(ご加入者)の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

- (4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●医師特約では、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。))がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。

●この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象となりません。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)(またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。))である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返戻金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。))に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。))の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。))については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。さるか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。ただし、サイバー保険を除きます。

●サイバー保険の保険適用地域は全世界となります。

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル]0570-022808<通話料有料>

受付時間:平日の午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

●損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。(ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等(※)がある場合を除きます。)

(※) この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

●補償の対象となる事故は、医療上の事故の場合、保険期間中に損害賠償請求を提起されたものにかぎります。また医療事故以外の場合は、保険期間中に発生した事故にかぎります。

●2010年4月1日以降発生した事故から、次の1. から4. までのいずれかの方法で賠償責任保険(特約)の賠償責任保険金をお支払いします。

1. 被保険者(保険の補償を受けられる方)が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
2. 被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
3. 相手の方が先取特権(他の債権者に優先して支払を受ける権利)を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
4. 被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。

* 保険法により3. の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。

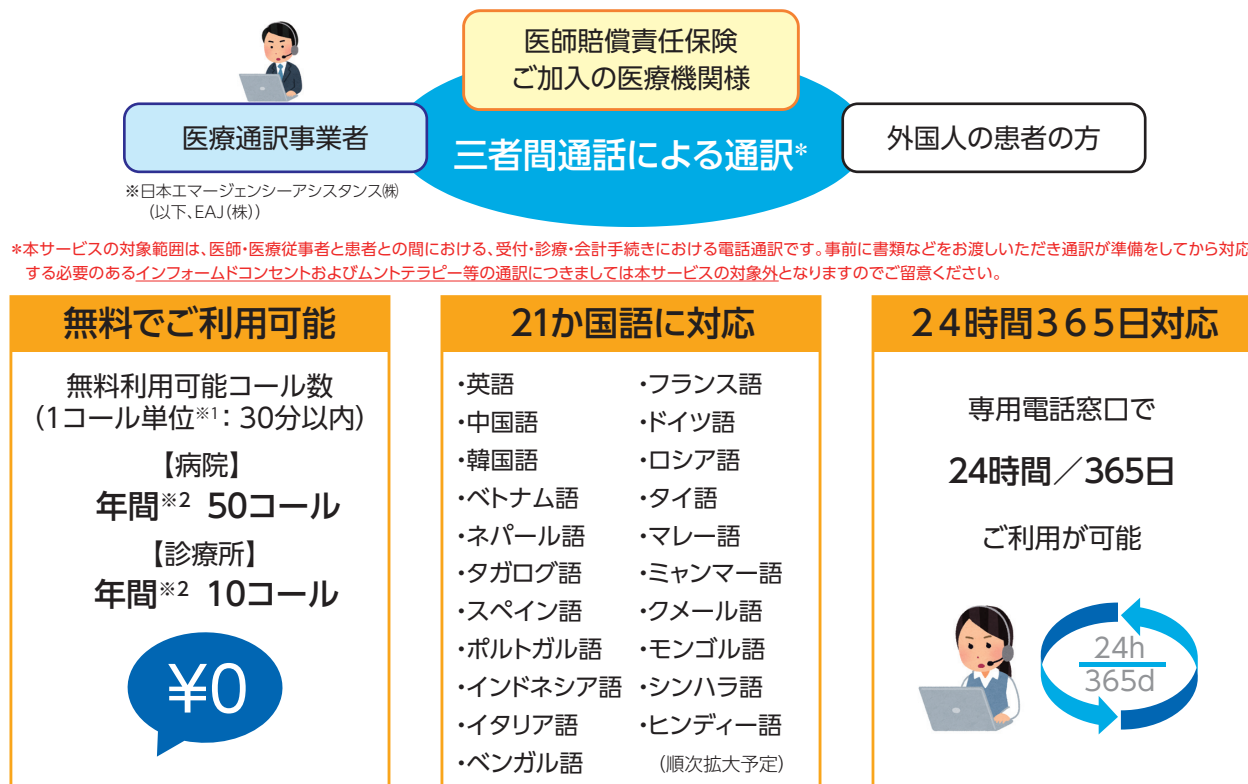
●医師特約および医療施設特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。

電話医療通訳サービスのご案内

医師賠償責任保険にご加入の医療機関様では、電話医療通訳を無償でご利用いただくことができます。(2019年4月1日よりサービス開始しております。)

(医師賠償責任保険の保険期間が終了した場合には、サービスの対象外となります。)

【ご利用いただける電話医療通訳の概要】



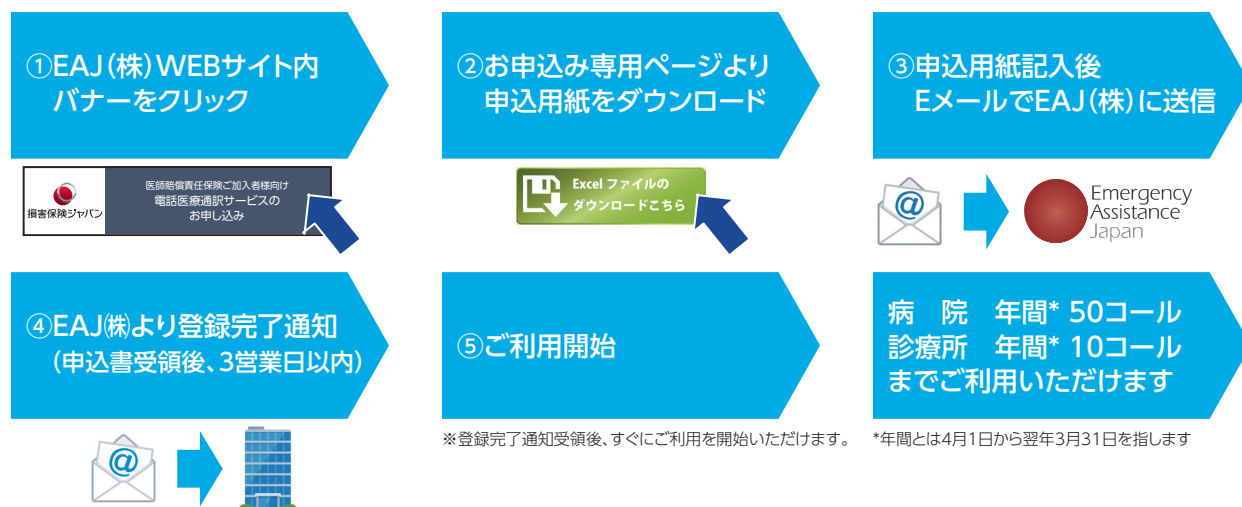
※1 30分間を越える利用は30分毎にコール数をカウントします

※2 年間とは4月1日から翌年3月31日を指します

【ご利用開始のお手続き方法】

本サービス利用ご希望の医療機関様は、EAJ(株) WEBサイトトップページのバナーよりお申し込み専用ページへお進み頂き、お手続きください。

お申込み専用ページ <https://emergency.co.jp/ibaisekifutai> 申込書送信先 service@emergency.co.jp



※ EAJ(株)から電話番号や具体的なご利用方法のご案内がございます。

*3営業日を過ぎてもご登録完了通知が来ない場合は、お申し込みのメールが受信できていない可能性があります。その場合にはお手数ですが、EAJ(株) までご連絡をお願いいたします。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、日本エマージェンシーアシスタンスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。

■電話医療通訳サービス内容及び申し込みに関するお問い合わせ



日本エマージェンシーアシスタンス株式会社
国際医療事業部

〒112-0002 東京都文京区小石川1-21-14
TEL 03-3811-8600

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合(損害賠償請求がなされるおそれがある場合を含みます。)は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で損保ジャパンまたは取扱代理店に通知してください。

<1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称

<2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

<3>損害賠償の請求の内容

2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。

3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。

4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。

6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類(※)または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

(※) 損保ジャパンが特に必要とする書類については、下記「事故時に必要となる書類」をご確認ください。

●被保険者(保険の補償を受けられる方)が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。その事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。

※本保険では、保険会社が被保険者(保険の補償を受けられる方)に代わり示談交渉を行うことはできません。

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

①公的機関による捜査や調査結果の照会

②専門機関による鑑定結果の照会

③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査

④日本国外での調査

⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

※上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

<事故時に必要となる書類>

No	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、刑事弁護士費用に関する通知書 など
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手方からの領収書、承諾書 など

(注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

お問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

◆募集代理店(お問い合わせ先)

◆取扱代理店



東京都医師会 福利厚生事業代行会社
有限会社 駿河台厚生企画

〒101-0062 千代田区神田駿河台2-5 東京都医師会館4階

TEL 03-3292-7663

受付時間 平日 午前9時30分～午後5時30分まで

FAX 03-3292-7664

E-Mail skk-tma@carol.ocn.ne.jp

URL http://surugadai-tma.jp/



※当社ホームページにアクセスいただけます。各種団体保険制度等をご参照ください。

◆引受保険会社



損害保険ジャパン株式会社
東京公務開発部営業開発課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1

TEL 03-3349-5420

受付時間 平日 午前9時～午後5時まで

FAX 03-6388-0164

◆事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン募集代理店または下記
事故サポートセンターまでご連絡ください。

TEL 0120-727-110

<受付時間> 平日：午後5時～翌日午前9時

土日祝日：24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記以外受付時間外は、損保ジャパンまたは募集・取扱代理店までご連絡ください。

◆指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター [ナビダイヤル]

0570-022808

<通話料有料>

受付時間 平日 午前9時15分～午後5時まで

●詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sompo.or.jp/)

●募集・取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代行業務を行っております。したがって、募集・取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●本契約では既加入者について次年度以降、特にご連絡等がない場合は前年と同条件にて更新させていただきます。

継続加入を行わない場合、または保険金額等加入内容の変更を希望される場合は募集期間内に募集代理店まで必ずご連絡願います。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者カードは大切に保管してください。また、保険始期より2か月を経過しても加入者カードが届かない場合には、損保ジャパンまでご照会ください。